

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第145号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第202号）  
「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）  
において、L3地すべりブロックのL3-2ブロックに滑落崖がない理由として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いを上げ地形改変が行われたことにより、滑落崖が不明になったとしていることに関して、この大規模な地形改変が行われたとした根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
  - (1) 決定内容 公開決定
  - (2) 公開決定に係る公文書 本件報告書の9-14ページ及び9-15ページ（以下「本件公文書」という。）
- 3 担当課（所）  
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯
  - (1) H22. 11. 22 公開請求 (4) H24. 5. 1 諮問
  - (2) H22. 12. 6 公開決定 (5) H26. 6. 24 答申
  - (3) H23. 1. 28 異議申立て
- 5 諮問に係る審査会の判断結果  
本件公文書を特定し全部公開とした決定については、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第1項 (全部公開)	<p>本件公文書において、9-14ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15ページには、「昭和43年地形図」として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。</p> <p>前者の地形図及び空中写真には、「尾根状地形」及び「水田が分布」と記載され、その範囲が示されており、また、後者の地形図及び空中写真には、「尾根が削られ、谷が埋められる」と記載されており、実施機関は、地形図における等高線の違いだけではなく、空中写真の判読も併せて総合的に判断している。</p> <p>このようなことから、実施機関が、L3地すべりブロックについて、地形改変が行われたとする根拠として本件公文書を特定したことは、妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第145号

# 答 申 書

平成26年6月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人からの公文書公開請求に対して、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」の9-14ページ及び9-15ページ（以下「本件公文書」という。）を特定し全部公開とした決定については、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）におけるL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）は、L3-1及びL3-2の2ブロックに分割して解析されているところ、異議申立人は、山側をL3-2ブロック、川側をL3-1ブロックと記しているが、実施機関が保管している本件報告書では、山側をL3-1ブロック、川側をL3-2ブロックと記載されているので、以下この表記にしたがって記述する。

（公開請求に係る公文書の内容）

実施機関が、本件報告書において、L3-2ブロックに滑落崖がない理由として、昭和23年及び昭和43年の地形図の等高線の違いを上げ地形改変が行われたことにより、滑落崖が不明になったとしていることに関して、この大規模な地形改変が行われたとした根拠を記載した文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年12月6日に本件公開請求について本件公文書を特定して公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年5月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書は、公開請求に沿った文書ではないので、本件処分を取り消し、公開請求に対応した文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の解析結果に従えば、L3-1ブロックとL3-2ブロックの境界部には、陥没地形が形成され、その山側にはこれを取り囲むように滑落崖が形成されたはずであるが、現地にそのような地すべりに伴う地形は全く見られない。

本件報告書には、昭和23年～昭和45年（ママ）の間に、地すべり地形をならして現在の地形にした地形改変が行われたために、地すべり地形が残っていない」と記載されている。しかし、現地に存在する構造改善事業の完了記念碑には、明治から大正にかけて小規模な整地が行われたが、大規模整地は昭和57年に

行われたと記載されている。

このようなことから、本件報告書に記載されている地形改変は、どのような具体的な根拠に基づいて判断されたのか、その根拠について公開請求したものである。

本件公文書における昭和23年の地形図は、明治42年頃に初めて実測地形図が作られた際の成果に基づくもので、昭和43年の地形図は、空中写真測量によって作成されたものであり、その測量精度には大きな差があるので、二つの地形図の等高線の違いは、両時点の測量精度の違いによるものと考えられ、地形改変の証拠とはいえない。

このようなことから、本件公文書は、その根拠となるものではなかった。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件業務委託は、L3ブロックの末端斜面の地形、地質状況を確認し、表面崩壊防止のための法面対策工の検討を行うことを目的に実施したもので、本件報告書では、L3ブロックについて、昭和23年と同43年の地形図を比較したところ、等高線に変化が見られることから、この間に地形改変が行われたと説明している。

本件公開請求に対して特定した公文書には、地形図並びに昭和22年及び昭和41年撮影の空中写真が掲載され、これらを資料とし比較して、等高線が明らかに異なっていることから、「地形改変が行われた」と説明したものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

L3ブロックにおいて行われたとされている地形改変の根拠を記載した文書である。

##### 3 本件公開請求に対応する公文書の特定等について

当審査会において本件公文書を見分したところ、9-14ページには、「昭和23年地形図」として、昭和23年発行の地形図及び昭和22年撮影の空中写真が掲載され、9-15ページには、「昭和43年地形図」として、昭和43年発行の地形図及び昭和41年撮影の空中写真が掲載されていた。

前者の地形図及び空中写真には、「尾根状地形」及び「水田が分布」と記載され、その範囲が示されており、また、後者の地形図及び空中写真には、「尾根が削られ、谷が埋められる」と記載されており、実施機関は、地形図における等高線の違いだけではなく、空中写真の判読も併せて総合的に判断している。

このようなことから、実施機関が、L3ブロックについて、地形改変が行われたとする根拠として本件公文書を特定したことは、妥当である。

なお、異議申立人は、本件公文書が地形改変の存在の根拠とはなり得ないと主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

##### 4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

## 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

### 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年5月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第202号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年12月12日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年3月24日 (第249回審査会)	○事案の審議を行った。
平成26年5月30日 (第251回審査会)	○事案の審議を行った。